

「投資信託に関する会計規則に関する細則」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託に関する会計規則に関する細則</p> <p>第 1 条 (省 略)</p> <p>(資産の部)</p> <p>第 2 条 規則第 6 条第 2 項に規定する細則で定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1) ~ (32) (省 略)</p> <p>(33) 現先取引勘定 条件付売買によって取得した債券等について受渡金額を計上するものとする。<u>当該金額計上の時期は、当該債券等の受渡しの日とする。</u></p> <p>(34) ~ (41) (省 略)</p> <p>(42) 前払費用 信託財産に属することとなった利付債券等の取得時における既経過利子相当金額を計上するものとする。<u>当該金額計上の時期は、当該利付債券等の受渡しの日とする。</u></p> <p>(43) ~ (48) (省 略)</p> <p>(負債の部)</p> <p>第 3 条 規則第 7 条第 2 項に規定する細則で定める科目は、次の各号</p>	<p style="text-align: center;">投資信託に関する会計規則に関する細則</p> <p>第 1 条 (同 左)</p> <p>(資産の部)</p> <p>第 2 条 規則第 6 条第 2 項に規定する細則で定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1) ~ (32) (同 左)</p> <p>(33) 現先取引勘定 条件付売買によって取得した債券等について受渡金額を計上するものとする。</p> <p>(34) ~ (41) (同 左)</p> <p>(42) 前払費用 信託財産に属することとなった利付債券等の取得時における既経過利子相当金額を計上するものとする。</p> <p>(43) ~ (48) (同 左)</p> <p>(負債の部)</p> <p>第 3 条 規則第 7 条第 2 項に規定する細則で定める科目は、次の各号</p>

投資信託に関する会計規則に関する細則

新	旧
<p>に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1)～(9) (省 略)</p> <p>(10) 借入金 投資信託約款（以下「約款」という。）の規定に基づき受託会社が信託財産のために支出した立替金及び信託財産が借入を行った金額を計上するものとする。<u>当該金額計上の時期は、借入実行日とする。</u></p> <p>(11) 前受金 債券の空売り等により前受けした金額を計上するものとする。<u>当該金額計上の時期は、当該空売りの受渡しの日とする。</u></p> <p>(12) 前受収益 債券利落買付等により発生した経過利子の前受料として前受けした金額を計上するものとする。<u>当該金額計上の時期は、当該利付債券等の受渡しの日とする。</u></p> <p>(13)～(24) (省 略)</p> <p>(25) 現先取引勘定 条件付売買によって売却した債券等の受渡金額を計上するものとする。<u>当該金額計上の時期は、当該債券等の受渡しの日とする。</u></p> <p>(26)～(29) (省 略)</p> <p>(純資産の部)</p> <p>第4条 規則第10条第2項に規定する細則に定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p>	<p>に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1)～(9) (同 左)</p> <p>(10) 借入金 投資信託約款（以下「約款」という。）の規定に基づき受託会社が信託財産のために支出した立替金及び信託財産が借入を行った金額を計上するものとする。</p> <p>(11) 前受金 債券の空売り等により前受けした金額を計上するものとする。</p> <p>(12) 前受収益 債券利落買付等により発生した経過利子の前受料として前受けした金額を計上するものとする。</p> <p>(13)～(24) (同 左)</p> <p>(25) 現先取引勘定 条件付売買によって売却した債券等の受渡金額を計上するものとする。</p> <p>(26)～(29) (同 左)</p> <p>(純資産の部)</p> <p>第4条 規則第10条第2項に規定する細則に定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p>

投資信託に関する会計規則に関する細則

新	旧
<p>(1) ~ (2) (省 略) <u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>(1) ~ (2) (同 左)</p> <p><u>(3) 株価変動準備金</u> <u>約款の規定に基づき積み立てられている株価変動準備金を計上するものとする。</u></p> <p><u>(4) 価額変動準備金</u> <u>約款の規定に基づき積み立てられている価額変動準備金を計上するものとする。</u></p>
<p><u>(3) ~ (6)</u> (省 略)</p> <p>(費 用)</p> <p>第5条 規則第15条第2項に規定する細則で定める費用の科目は、次に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1) ~ (11) (省 略) <u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p><u>(5) ~ (8)</u> (同 左)</p> <p>(費 用)</p> <p>第5条 規則第15条第2項に規定する細則で定める費用の科目は、次に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1) ~ (11) (同 左)</p> <p><u>(12) 株価変動準備金積立額</u> <u>約款の規定に基づき計算した株価変動準備金の積立額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日とする。</u></p> <p><u>(13) 価額変動準備金積立額</u> <u>約款の規定に基づき計算した価額変動準備金の積立額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日とする。</u></p>
<p><u>(12) ~ (17)</u> (省 略)</p> <p>(収 益)</p> <p>第6条 規則第15条第2項に規定する細則で定める収益の科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる</p>	<p><u>(14) ~ (19)</u> (同 左)</p> <p>(収 益)</p> <p>第6条 規則第15条第2項に規定する細則で定める収益の科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる</p>

投資信託に関する会計規則に関する細則

新	旧
<p>時期において計上するものとする。</p> <p>(1) ~ (12) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(13) ~ (17) (省略)</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和7年4月17日から実施する。</u></p>	<p>時期において計上するものとする。</p> <p>(1) ~ (12) (同 左)</p> <p><u>(13) 株価変動準備金取崩し額</u></p> <p><u>約款の規定に基づき、株価変動準備金を取崩した場合における当該取崩し額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日又は一部解約が行われた場合における当該解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。</u></p> <p><u>(14) 価額変動準備金取崩し額</u></p> <p><u>約款の規定に基づき、価額変動準備金を取崩した場合における当該取崩し額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日又は一部解約が行われた場合における当該解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。</u></p> <p>(15) ~ (19) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>